

平成28年2月22日

日向市議会議長 畝原幸裕 様

提出者 議会運営委員会
委員長 黒 木 金 喜



議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

- 委員会提出議案第1号 日向市議会情報公開条例の一部を改正する条例
- 委員会提出議案第2号 日向市議会会議規則の一部を改正する規則

日向市議会情報公開条例の一部を改正する条例

日向市議会情報公開条例（平成13年日向市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 前文 第1章～第3章 [略] 第4章 <u>不服申立て</u> 第1節 諮問等（第20条） 第2節 情報公開審査会（第21条―第25条） 第5章 [略] 附則 第4章 <u>不服申立て</u> 第1節 諮問等 （審査会への諮問） 第20条 第13条第2項の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による<u>不服申立て</u>があったときは、議長は、<u>当該不服申立て</u>が不適法であるとして却下する場合を除き、遅滞なく第21条に規定する日向市議会情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して<u>当該不服申立て</u>に対する<u>決定</u>を行わなければならない。	目次 前文 第1章～第3章 [略] 第4章 <u>審査請求</u> 第1節 諮問等（第20条） 第2節 情報公開審査会（第21条―第25条） 第5章 [略] 附則 第4章 <u>審査請求</u> 第1節 諮問等 （審査会への諮問） 第20条 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為</u>について、<u>行政不服審査法</u>（平成26年法律第68号。以下「法」という。）による<u>審査請求</u>があったときは、議長は、<u>当該審査請求</u>が不適法であるとして却下する場合を除き、遅滞なく第21条に規定する日向市議会情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して<u>当該審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を行わなければならない。 2 <u>前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書及び法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。</u> 3 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、法第9</u>

第2節 情報公開審査会

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、議長は、公文書の提示を拒むことはできない。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は議長（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、口頭で意見を陳述することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。

2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧を拒むことができない。

4 前3項の求めに対する処分については、不服申立てをすることができない。

5 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日向市議会情報公開条例第4章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた日向市議会情報公開条例第13条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）又は同条例第7条に規定する請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

条第1項本文の規定は、適用しない。

第2節 情報公開審査会

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、議長は、公文書の提示を拒むことはできない。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭で意見を陳述することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧を拒むことができない。

4 前3項の求めに対する処分については、審査請求をすることができない。

5 [略]

日向市議会会議規則の一部を改正する規則

日向市議会会議規則（昭和 34 年日向市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
（協議又は調整を行うための場） 第 159 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。 2～4 [略] 別表（第 159 条関係）				別表（第 159 条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
[略]				[略]			
委員会協議会	[略]			委員会協議会	[略]		
				政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題について議員間で討論し、議会としての共通認識及び合意形成を図り、政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため	全議員	議長
				政策討論会幹事会	政策討論会の討論の議題を決定するため	会派から選出された議員（1 会派につき 1 議員に限る。）及び会派に属さない議員	会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成28年2月22日

日向市議会議員 畝原幸裕 様

提出者 産業建設水道常任委員会
委員長 海野 誓



議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第3号 「2020年 東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議（案）

「2020 年 東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議（案）

オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツを通して世界の人々が相互理解と友好親善を深め、国際平和の実現に大きく寄与する世界最大規模のスポーツの祭典であり、我が国は来る 2020 年東京大会の成功を目指し大きく動き始めている。

こうした中、本大会に「サーフィン」が追加種目として選定されることが濃厚となり、国内有数のサーフスポットとして高い評価を受けている本市において、大会招致の機運が高まっている。昨年 12 月には、市や宮崎県県北広域サーフィン協会、日向商工会議所の三者が発起人となり、「2020 年東京オリンピックサーフィン競技をみやざき日向へ招致する会」が結成され、官民一体となった運動が活性化し、1 月 29 日に開催された「東京オリンピック 2020 サーフィン競技をみやざき日向へ。決起大会 in 日向」では、約 1,100 人が一堂に会し、招致の意気込みを全国に強く表明したところである。

東京オリンピックサーフィン競技の招致実現は、子どもたちをはじめ多くの市民に夢や希望、感動を与えることはもとより、今大会において、東京以外の地で開催される競技会場となり、賑わいの創出や大きな経済効果をもたらすことになる。また、日向市版「まち・ひと・しごと創生」を実現していく上で、「みやざき日向」をアピールする絶好の機会ともなり得る。

よって、本市議会は、市政発展に大きく寄与するオリンピックサーフィン競技大会の本市開催実現のため、関係機関及び市民等と連携し、サーフィン競技の追加種目決定と大会招致を強く求める。

以上、決議する。

平成 28 年 2 月 22 日

日 向 市 議 会